

広島県アダプト制度に関する質疑応答集

令和 7 年 9 月

広島県土木建築局道路河川管理課

広島県アダプト制度は、道路や河川などの清掃や緑化、草刈などのボランティア活動を支援する仕組みです。この制度について、みなさんから寄せられるよくある質問や疑問点についてとまとめました。みなさんの今後のアダプト活動の参考にしてください。

【目 次】

I アダプト制度について

i) アダプト団体の認定・手続き等

- Q1 アダプト活動を始めたいのですが、認定・登録の手続きはどうするの？
- Q2 マイロード活動(道路)とラブリバー活動(河川)の両方の活動を行いたいのですが、この場合の手続きはどうなるの？
- Q3 活動したい場所で、すでに別の団体が活動しているのですが、他団体の活動範囲と重複していても認定を受けられますか？
- Q4 代表者、活動内容、構成人員等に変更が生じた場合の手続きは？
- Q5 アダプト活動を中止又はアダプト活動団体を解除する場合の手続きは？

ii) 認定基準

- Q6 認定にあたって、活動の対象となる道路や河川の活動区間に基準はありますか？
- Q7 認定にあたって、活動回数や活動人員に基準はありますか？
- Q8 国土交通省のボランティア・サポート・プログラムの認定を受けて活動を行っていますが、今度、国道が県に引き継がれます。現在の活動区間が70mしかないのですが、活動区間が100mに満たない場合は、県のアダプト団体として認定されないでしょうか？

iii) 活動支援

- Q9 アダプト団体に認定された場合、県からどのような支援がありますか？

iv) 傷害・賠償責任保険

- Q10 事故が起きたとき、保険で対応したいとき、または、保険の対象になるか不明なときはどうすればいいですか？
- Q11 傷害・賠償責任保険の内容は、どのようになっていますか？
- Q12 構成員の中に、外国人が含まれていますが、その人も保険の対象になりますか？
- Q13 保険対象者には年齢制限がありますか？
- Q14 当日、急に参加者の変更がありました。その方は、事前に提出している構成員名簿に記載されていない人であっても保険は適用されますか？
- Q15 作業中に熱中症になった場合は、保険の対象になりますか？
- Q16 アダプト活動の作業中に道路を走行中の車両と接触し、怪我をしました。保険の対象になりますか？
- Q17 アダプト活動に必要な道具を買いに行く途中で事故にあい怪我をしました。保険の対象になりますか？
- Q18 活動を終えて、徒歩で帰宅途中に転倒して怪我をしました。保険の対象になりますか？

Q19 作業中の草刈機やチェーンソーなどの機械による事故は、保険の対象になりますか？

v) 活動内容

Q20 アダプト活動に除草剤を使用してもいいですか？

Q21 清掃道具等を保管する倉庫を道路余裕地に置いてもいいですか？

Q22 緑化活動として、道路法面や河川護岸に樹木を植えてもいいですか？

vi) 回収ゴミの処分

Q23 回収したゴミの処分は、どうすればいいですか？

Q24 不法投棄による大型ゴミ等を発見した場合、どうすればいいですか？

II ひろしまアダプト活動支援事業（奨励金）について

i) 奨励金申請手続き

Q25 どれくらい活動すれば奨励金の支給を受けられますか？

Q26 なぜ、活動実績報告に領収書の写し又は支払証明書が必要なのですか？

Q27 マイロード活動とラブリバー活動の認定を受けているのですが、奨励金を受ける場合、どのような手続きとなりますか？

Q28 付加型（草刈）奨励金を面積基準で申請する場合、どのような手続きが必要ですか？

Q29 実績報告書に貼付する活動写真には、参加者全員が写っていないといけなのですか？

Q30 実績報告書に貼付する活動写真は何枚添付しないといけなのですか？

Q31 交付要件に「出納簿を備え付けていること」とされていますが、活動認定団体独自の出納簿が必要ですか？

Q32 奨励金に概算払いの制度はありますか？

Q33 代表者の押印を省略できませんか？

Q34 奨励金の振込口座は、代表者以外の口座でも良いですか？

ii) 奨励金の算定方法

Q35 交付決定額よりも実支出額が下回った場合、交付額はどうなるのですか？

Q36 実績報告書の収支決算書について、基本型と付加型それぞれの支出額が収入額を上回らなければ、奨励金が交付決定額よりも減額されるのですか？

Q37 構成員が各グループに分かれて活動した場合、算定方法はどうなりますか？

Q38 基本型の算定方法は、延べ参加人数としてもよいではありませんか？

Q39 交付要件に「年3回以上活動すること」とされていますが、これは草刈活動だけで3回以上行わなければならないのですか？

Q40 河川の草刈延長について、右岸と左岸で実施する場合、奨励金の草刈実施（予定）延長をどのようにカウントすればいいのですか？

Q41 草刈について、大量の草を集めて乾かし、後日、処分する場合、処分作業を草刈回数としてカウントしていいのですか？

Q42 一つの団体で延長カウントと面積カウント部分があります。どのように申請したら

よいですか？

Q43 ラブリバーで河川内の葦などの草刈場所も面積に含めて良いですか？

iii) 対象経費

Q44 草刈機等を参加者個人から借りた場合、その借賃は奨励金の対象となりますか。

また、金額としていくらが適当ですか？

Q45 飲食代について「過度な飲食代は認められない」とされていますが、具体的には何が認められるのですか？

Q46 「ゴミ捨て禁止」看板の作成費は対象経費として認められますか？

Q47 奨励金の使途を自由にできませんか？

Q48 草刈時に使用する「飛散防止ネット」は対象経費として認められますか？

Q49 草刈機の購入費用が草刈機購入奨励金20,000円を上回った金額については対象経費として認められますか？

Q50 草刈時に交通誘導員の派遣を警備会社等に依頼した場合は対象経費として認められますか？

Q51 防草シートの購入、設置費用は対象経費として認められますか？

Q52 草刈奨励金で購入した草刈機の処分費用は対象経費として認められますか？

Q53 ブロー機は対象経費として認められますか？

Q54 チェーンソーは草刈機購入奨励金の対象経費として認められますか？

Q55 ネットで草刈用品を購入したが領収書の取得ができませんでした。納品書等で代用できますか？

Q56 説明会参加時の交通費(高速代含む)、活動日の交通費を対象経費として認められますか？

iv) 対象団体

Q57 奨励金募集要項で、対象となる活動の項目に「学校の授業として行ったアダプト活動は、対象になりません。」と明記されていますが、どこまでを学校の授業とみなしますか？

III 説明会の開催

Q58 アダプト制度に係る説明会を、地元に出向いて行ってもらえませんか？

IV その他

Q59 広島県の入札制度(総合評価落札方式)に提出する書類の内、「地域貢献の実績」については、奨励金交付事業による活動実績報告書の写しを使用できますか。

Q60 道路上で活動する場合に道路使用許可の手続きは必要ですか？

Q61 アダプト活動認定団体認定証が紛失(き損)してしまいましたが、再交付はできますか？

Q62 奨励金で購入した草刈機の保管、処分等はアダプト活動団体の判断で行っても良いですか？

I アダプト制度について

i) アダプト団体の認定・手続き等

Q1 アダプト活動を始めたいのですが、認定・登録の手続きはどうするの？

A1 アダプト活動団体に認定・登録されたい方は、代表者や活動内容、構成員などを記載した「アダプト活動認定団体申込書」を市町又は県建設事務所(支所)の窓口に出してください。

Q2 マイロード活動(道路)とラブリバー活動(河川)の両方の活動を行いたいのですが、この場合の手続きはどうなるの？

A2 マイロード活動とラブリバー活動の両方の認定を受けられる方は、原則、マイロード活動とラブリバー活動のそれぞれに分けて「アダプト活動認定団体申込書」を提出してください。

Q3 活動したい場所で、すでに別の団体が活動しているのですが、他団体の活動範囲と重複していても認定を受けられますか？

A3 すでに活動している団体と、活動時期などが重複しないように調整ができれば、同一区間での認定を受けることができます。

Q4 代表者、活動内容、構成員等に変更が生じた場合の手続きは？

A4 「アダプト活動認定変更届」を市町又は県建設事務所(支所)の窓口に出してください。

Q5 アダプト活動を中止又はアダプト活動団体を解除する場合の手続きは？

A5 契約解除を市町又は県建設事務所(支所)に申し出てください。

ii) 認定基準

Q6 認定にあたって、活動の対象となる道路や河川の活動区間に基準はありますか？

A6 広島県が管理する道路と一級河川・二級河川(砂防河川は対象外)を対象に、道路については延長100m以上、河川については延長50m以上を活動範囲とする団体をアダプト団体として認定しています。

Q7 認定にあたって、活動回数や活動人員に基準はありますか？

A7 活動回数や活動人員についての基準はありませんが、認定を受けられた団体では、年間3回以上活動するよう努めていただくことになります。

Q8 国土交通省のボランティア・サポート・プログラムの認定を受けて活動を行っていますが、今度、国道が県に引き継がれます。現在の活動区間が70mしかないのですが、活動区間が100mに満たない場合は、県のアダプト団体として認定されないのでしょうか

か？

A8 できるだけ活動区間を100mに延長していただきたいのですが、他の団体と活動区間が重なるなどの理由で活動区間の延長が難しい場合には、活動区間が100mに満たない場合でも認定できることとしました。(平成28年4月1日 附則)

iii) 活動支援

Q9 アダプト団体に認定された場合、県からどのような支援がありますか？

A9 活動にかかる傷害・賠償責任保険への加入や団体の活動をPRする表示板の設置のほか、活動経費の一部を支援する奨励金制度があります。

iv) 傷害・賠償責任保険

Q10 事故が起きたとき、保険で対応したいとき、または、保険の対象となるか不明なときはどうすればいいですか？

A10 令和8年4月15日までに発生した事故は、保険代理店【株式会社桐しま】に連絡し、その指示に従ってください。事故が起きた場合は、保険代理店に「事故発生報告書」を提出するとともに、市町にその写しを提出してください。市町を経由して県建設事務所(支所)に提出されます。

※【株式会社 桐しま】

住 所 〒721-0974 福山市東深津町3丁目4番36号

電 話 084-973-1009 (9:00~17:00) F A X 084-925-2490

E-mail fujimoto@kirishima1976.jp

担当者 藤本 携帯 090-4892-7560

令和8年4月16日からの保険代理店等については、令和8年度当初に全認定団体へ通知します。

Q11 傷害・賠償責任保険の内容は、どのようになっていますか？

A11 主な内容は次のとおりです。

【傷害】死亡…400万円 後遺症…程度により12万円~400万円

入院…1日につき3,500円 通院…1日につき2,200円

【賠償】人身…1名、1事故につき3,000万円を限度

対物…1事故につき200万円を限度(ただし自動車によるものは除く)

※県ホームページアドレス <http://www.pref.hiroshima.lg.jp>

※広島県アダプト制度情報サイト<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/dodoukasenadopt/>

Q12 構成員の中に、外国人が含まれていますが、その人も保険の対象になりますか？

A12 住所や国籍にかかわらず、活動団体の構成員であれば保険適用できます。

Q13 保険対象者には年齢制限がありますか？

A13 保険の対象者に、年齢制限はありません。

Q14 当日、急に参加者の変更がありました。その方は、事前に提出している構成員名簿に記載されていない人であっても保険は適用されますか？

A14 団体の代表者が構成員であることを確認すれば、保険が適用されます。後日、速やかに構成員変更届を提出し構成員を追加してください。

Q15 作業中に熱中症になった場合は、保険の対象になりますか？

A15 保険の対象となります。

Q16 アダプト活動の作業中に道路を走行中の車両と接触し、怪我をしました。保険の対象になりますか？

A16 保険の対象となります。

Q17 アダプト活動に必要な道具を買いに行く途中で事故にあい怪我をしました。保険の対象になりますか？

A17 活動日当日に活動に必要なものを買いに行く途中の事故は、保険の対象となります。なお、活動日以外の買い出し時の事故については、その他の用途との区別がつかないため保険の対象とならない場合があります。詳しくは保険代理店へご確認下さい。

Q18 活動を終えて、徒歩で帰宅途中に転倒して怪我をしました。保険の対象になりますか？

A18 保険の対象となります。

Q19 作業中の草刈機やチェーンソーなどの機械による事故は、保険の対象になりますか？

A19 活動作業に係る事故なので、保険対象となります。なお、建設重機を使用した活動及び、倒木の処理については、保険の対象となりません。倒木を発見した場合は、建設事務所にご連絡ください。

v) 活動内容

Q20 アダプト活動に除草剤を使用してもいいですか？

A20 除草剤は近隣の作物への影響などの危険性があるので、使用しないでください。

Q21 清掃道具等を保管する倉庫を道路余裕地に置いてもいいですか？

A21 道路の占用許可を受けていただく必要があります。道路の管理に支障のない範囲での許可となりますので、県建設事務所(支所)に相談してください。

Q22 緑化活動として、道路法面や河川護岸に樹木を植えてもいいですか？

A22 許可等を受けていただく必要があります。道路や河川の管理に支障のない範囲での許可となりますので、県建設事務所(支所)に相談してください。

vi) 回収ゴミの処分

Q23 回収したゴミの処分は、どうすればいいですか？

A23 アダプト活動認定団体は、各市町の分別方法にしたがって回収したゴミ等を、適切に処分するものとされています。各市町の取扱いは、別紙「アダプト活動に係るゴミ処理について」のとおりです。詳しくは市町にお問合せください。

Q24 不法投棄による大型ゴミ等を発見した場合、どうすればいいですか？

A24 県建設事務所(支所)等関係部署に連絡してください。

II ひろしまアダプト活動支援事業(奨励金)について

i) 奨励金申請手続き

Q25 どれくらい活動すれば奨励金の支給を受けられますか？

A25 奨励金は、4月から1月までの間に、3名以上で3回以上の活動を行えば支給対象となります。

Q26 なぜ、活動実績報告に領収書の写し又は支払証明書が必要なのですか？

A26 奨励金はアダプト活動に要した費用を上限としていますので、経費の支出を確認するため、領収書の写し又は支払証明書が必要となります。なお、実績報告書作成費(5,000円)及び交付決定額を上回って支出した経費に係るものについては省略できます。

Q27 マイロード活動とラブリバー活動の認定を受けているのですが、奨励金を受ける場合、どのような手続きとなりますか？

A27 マイロードとラブリバーにそれぞれ分けて申請書や実績報告書を提出してください。領収書の写しについても分けて提出することになりますので、あらかじめ区分できるよう留意してください。

ただし、草刈面積による奨励金の交付を希望する団体でマイロードとラブリバーの面積範囲が隣接している場合は、道路分と河川分を合計した面積でマイロードかラブリバーのどちらかにまとめて奨励金の申請の手続きを行っていただく場合がありますので、草刈基礎面積資料作成時に道路河川管理課道路管理グループへご連絡ください。

Q28 付加型(草刈)奨励金を面積基準で申請する場合、どのような手続きが必要ですか？

A28 付加型(草刈)奨励金を面積基準で申請する場合は必ず事前に草刈基礎面積の登録が必要になります。登録がない団体は、付加型(草刈)は延長基準での申請しかできないため、面積基準での付加型(草刈)奨励金の申請を予定している団体で、草刈基礎面積資料を未提出の団体は、道路河川管理課道路管理グループまでご連絡のうえ、資料を提出してください。

なお、登録までに2週間程度時間を要しますので、余裕をもって手続きをしてください。

Q29 実績報告書に貼付する活動写真には、参加者全員が写っていないといけないのですか？

A29 全員が写っている必要はありませんが、なるべく多く方の活動状況がわかる写真にしてください。(活動当日の集合写真は不要です。)

Q30 実績報告書に貼付する活動写真は何枚添付しないといけないのですか？

A30 基本型・・・1枚

付加型延長の場合で活動回数2回まで・・・1枚

付加型延長の場合で活動回数3回以上・・・活動回数3回分(3枚)の写真

付加型面積の場合・・・活動回数ごとの全活動回数の写真

Q31 交付要件に「出納簿を備え付けていること」とされていますが、活動認定団体独自の出納簿が必要ですか？

A31 出納簿の作成方法は各団体に任せていますが、アダプト活動に係る収支決算等が確認できるものとしてください。

Q32 奨励金に概算払いの制度はありますか？

A32 概算払いの制度はありません。概算払いにすると、精算事務が生じ手続きが煩雑になります。円滑な支払事務手続を行うため、ご理解とご協力をお願いします。

Q33 代表者の押印を省略できませんか？

A33 令和4年度奨励金募集要項より、全ての書類について押印が省略となりました。

Q34 奨励金の振込口座は、代表者以外の口座でも良いですか？

A34 代表者以外の口座でもかまいませんが、トラブル防止等のため、できるだけ代表者名義の口座にしてくださいようお願いします。

ii) 奨励金の算定方法

Q35 交付決定額よりも実支出額が下回った場合、交付額はどうなるのですか？

A35 実支出額が交付額となります。

Q36 実績報告書の収支決算書について、基本型と付加型それぞれの支出額が収入を上回らなければ、奨励金が交付決定額よりも減額されるのですか？

A36 基本型と付加型の区分ではなく、支出計の額が収入計の額に満たなければ減額されます。支出計の額が収入計以上であれば、交付決定額どおり奨励金を交付します。

Q37 構成員が各グループに分かれて活動した場合、算定方法はようになりますか？

A37 実質の参加人数をもとに算定を行います。例えば、構成員が100人で、20人ずつのグループに分かれて5日間活動した場合、参加人数は100人、活動回数は5回となります。

Q38 基本型の算定方法は、延べ参加人数としてもよいではありませんか？

A38 この制度の目的が、一人でも多くの方がアダプト活動に参加していただきたいというものであるため、延べ参加人数ではなく、実際に活動された人数(実人員)に応じて奨励金を算定しています。

Q39 交付要件に「年3回以上活動すること」とされていますが、これは草刈活動だけで3回以上行わなければならないのですか？

A39 3回の活動のうち、草刈活動を1回以上行えば、付加型の奨励金支給対象になります。

Q40 河川の草刈延長について、右岸と左岸で実施する場合、奨励金の草刈実施(予定)延長をどのようにカウントすればいいのですか？

A40・片岸の堤内地と堤外地で草刈を実施する場合

→草刈実施(予定)延長を2倍までカウントできます。

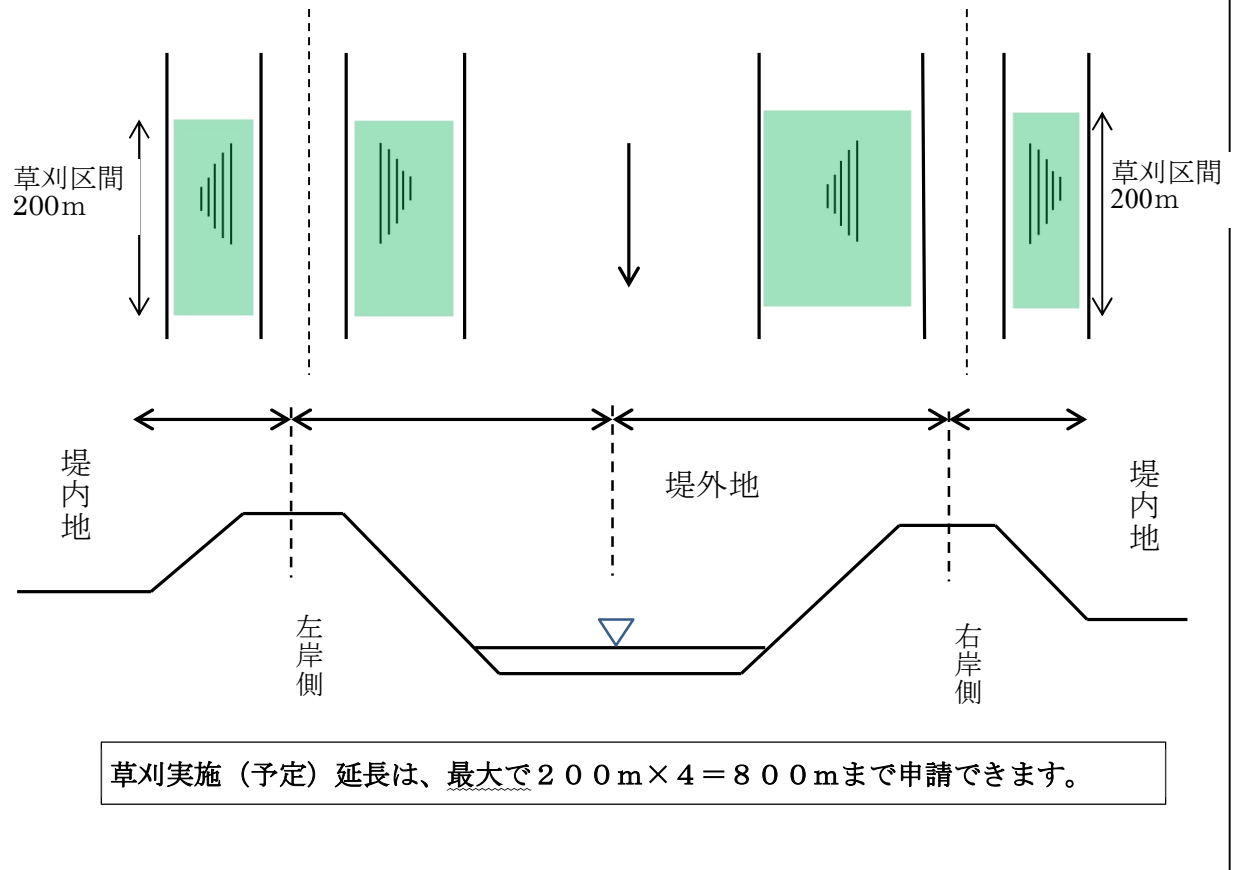
・左右両岸で堤内地(堤外地)を1面ずつ草刈を実施する場合

→草刈実施(予定)延長を2倍までカウントできます。

・左右両岸の堤内地と堤外地両面で草刈を実施する場合

→草刈実施(予定)延長を4倍までカウントできます。

●草刈実施（予定）区間の延長が4倍までカウントできる例



Q41 草刈について、大量の草を集めて乾かし、後日、処分する場合、処分作業を草刈回数としてカウントして良いですか？

A41 別の日に分けて実施するのであれば、草刈1回、清掃1回として下さい。（処分作業は清掃としてカウントします。）

Q42 一つの団体で延長カウントと面積カウントの部分があります。どのようにして申請したら良いですか？

A42 どちらかに統一して申請してください。

Q43 ラブリバーで、葦が生えている河川内を草刈活動場所に含めて良いですか？

A43 含めて良いです。

iii) 対象経費

Q44 草刈機等を参加者個人から借りた場合、その借賃は奨励金の対象となりますか。また、金額はいくらが適当ですか？

A44 個人から借り受けた場合もその経費はリース料として奨励金の対象となります。金額については、1日1台あたり2,500円を上限としてください。支出の証拠資料としては、支払証明書を添付することになります。

なお、メーカー小売税抜価格が30万円を超える高額な草刈機の借受料は、県の

承認を受けて5,000円までとすることができますので、広島県道路河川管理課道路管理グループに手続きを希望する旨ご連絡ください。

Q45 飲食代について「過度な飲食代は認められない」とされていますが、具体的に何が認められるのですか？

A45 パンやおむすびなどの軽食(1人あたり税抜600円まで)、お茶・ジュース等は対象経費とします。活動後の打ち上げ費用(宴会などに相当するオードブルや酒類など)は対象経費として認められません。

Q46 「ゴミ捨て禁止」看板の作成費は対象経費として認められますか？

A46 投棄の未然防止対策として、対象経費としています。なお、道路区域内、河川区域内に設置する場合は、事前に各建設事務所(支所)にご相談ください。

Q47 奨励金の使途を自由にできませんか？

A47 奨励金はアダプト活動に必要な経費の一部を支援するものです。この目的の範囲で活用していただくことになります。

Q48 草刈時に使用する「飛散防止ネット」は対象経費として認められますか？

A48 対象経費として認められます。

Q49 草刈機の購入費用が草刈機購入奨励金20,000円を上回った場合は対象経費として認められますか？

A49 対象経費として認められます。

Q50 草刈時に交通誘導員の派遣を警備会社等に依頼した場合は対象経費として認められますか？

A50 対象経費として認められます。

Q51 防草シートの購入、設置費用は対象経費として認められますか？

A51 防草シートの設置は認めていません。よって対象経費にはなりません。

Q52 草刈奨励金で購入した草刈機の処分費用は対象経費として認められますか？

A52 対象経費として認められます。

Q53 ブロー機は対象経費として認められますか？

A53 対象経費として認められます。

Q54 チェーンソーは草刈機購入奨励金の対象経費として認められますか？

A54 草刈機購入奨励金の対象経費とはなりませんが、通常の奨励金の対象経費になります。

Q55 ネットで草刈用品を購入したが領収書の取得ができませんでした。納品書等で代用できますか？

A55 納品書等での代用はできません。領収書が用意できる方法で購入をしてください。

Q56 説明会参加時の交通費(高速代含む)、活動日の交通費を対象経費として認められますか？

A56 対象経費としては認められません。ただし、草を運搬するための燃料費(ガソリン代)は対象経費として認められます。

iv) 対象団体

Q57 奨励金募集要項で、対象となる活動の項目に「学校の授業として行ったアダプト活動は、対象になりません。」と明記されていますが、どこまでを学校の授業とみなしますか？

A57 授業時間とホームルームまでを学校の授業とみなし、それ以外の時間で自発的に行われるアダプト活動は奨励金の対象となります。

Ⅲ 説明会の開催

Q58 アダプト制度に係る説明会を、地元に出向いて行ってもらえますか？

A58 県では、毎年4月に県建設事務所(支所)ごとに実施しています。こちらへの参加をお願いします。

Ⅳ その他

Q59 広島県の入札制度(総合評価落札方式)に提出する書類の内、「地域貢献の実績」について、奨励金交付事業による活動実績報告書の写しを使用できますか。

A59 入札時に提出する活動実績報告書は「広島県アダプト制度実施要領」に基づく様式で作成し、市町を経由して各所管建設事務所(支所)の管理課(管理用地課)へ提出してください。市町及び各建設事務所(支所)の収受印を押印されたものが必要となります。活動実績報告書は2部持参ください。市町と県の収受印を押印後、返却された1部を活用ください。

Q60 道路上で活動する場合に道路使用許可の手続きは必要ですか？

A60 道路使用許可が必要かどうかについては、実際のアダプト活動の具体的な態様(例えば、清掃活動を行う範囲、参加者の数、清掃活動の手段・方法等)に基づいて所轄警察署が判断することとなりますので、それぞれの所轄警察署へお問合せください。

なお、道路使用許可が必要となる場合であっても、本県のアダプト活動については、使用許可申請書類を簡素化することや、申請手数料を免除することについて県警本部と調整していますので、所轄警察署へお問合せの際には、この点についても併せてご相談ください。

Q61 アダプト活動認定団体認定証が紛失(き損)してしまいましたが、再交付はできますか？

A61 「アダプト活動認定団体認定証再交付申請書」を県建設事務所(支所)の窓口提出してください。

Q62 奨励金で購入した草刈機の処分等はアダプト活動団体の判断で行っても良いですか？

A62 購入した草刈機は大事にお使いいただき、破損等で不要になった場合は、各団体の判断で地域の処分方法に則り適正に処分してください。

アダプト制度に係るご相談やお問合せは、次の窓口へお願いします。

担当部署名	住所	電話番号
道路河川管理課	〒730-8511 広島市中区基町 10-52	082-513-3903
西部建設事務所 管理課	〒732-0816 広島市南区比治山本町 16-12	082-250-8150
西部建設事務所 呉支所 管理課	〒737-0811 呉市西中央一丁目 3-25	0823-22-5400
西部建設事務所 廿日市支所 管理用地課	〒738-0005 廿日市市桜尾本町 11-1	0829-32-1141
西部建設事務所 安芸太田支所 管理用地課	〒731-3501 山県郡安芸太田町加計 3087	0826-22-0541
西部建設事務所 東広島支所 管理課	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911
東部建設事務所 管理課	〒720-8511 福山市三吉町一丁目 1-1	084-921-1311
東部建設事務所 三原支所 管理課	〒723-0015 三原市円一町二丁目 4-1	0848-64-4263
北部建設事務所 管理課	〒728-0013 三次市十日市東四丁目 6-1	0824-63-5181
北部建設事務所 庄原支所 管理用地課	〒727-0011 庄原市東本町一丁目 4-1	0824-72-2015

アダプト活動に係るゴミ処理について

広島市	【草刈ゴミ(大量のものは除く)・一般ゴミ】 ・ゴミは持ち帰り、家庭ゴミの処理方法にしたがい、所定の日に搬出してください。 【上記以外のゴミ】 ・分別し活動場所に集めておけば、県で回収しますので、事前に西部建設事務所管理課までご相談ください。 (お問合せ先:広島市環境局環境保全課 TEL082-504-2188)
呉市	【草刈ゴミ・一般ゴミ、大型ゴミ】 ・各市民センターまたは地域協働課で配布するボランティア袋に入れ、市の指定する家庭ゴミの処理方法に従い、指定の日に搬出してください。 ・なお、家庭ゴミの処理方法では、排出量に制限があるため、分別して市の指定する場所への搬出もしくは活動場所に集めておけば、市で回収します。この場合は、事前にご相談ください。 【上記以外のゴミ】 ・市では取り扱っていませんので、各団体で処分をお願いします。 (お問合せ先:呉市環境業務課 TEL0823-74-9100)
竹原市	【草刈ゴミ・一般ゴミ、大型ゴミ】 ・分別して、市の指定する袋に入れ、市の指定する家庭ゴミの処理方法に従い、指定の日に搬出するか、広島中央エコパークへ搬入してください。 ・このほか、一定以上の量のものは、分別し活動場所に集めておけば、市が回収しますので、事前に市までご相談ください。 【上記以外のゴミ】 ・汚泥については、土嚢袋に入れて活動場所に集めておけば、市が回収しますので、事前に市までご相談ください。 ・上記以外のものは、市では取り扱っていませんので各団体で処分をお願いします。 (お問合せ先:竹原市建設課 TEL0846-22-7746)

三 原 市	【草刈ゴミ・一般ゴミ、大型ゴミ、その他のゴミ】 三原市が回収しますので、分別や取りまとめの後、環境施設課に連絡してください。 1 分別等の注意点 (1)「燃やせるごみ(草、紙類、汚れているペットボトル・プラスチック類)」と「燃やせないごみ(びん、金属類)」に分別し、45ℓ 以内の透明な袋に入れて袋数を数える。 (2)枝木は「長さ1m、太さ7cm以内」に切り、「直径 40 cm以内」に紐で束ねて束数を数える。 (3)その他大型ごみ等(45ℓ 袋に入らないもの)は、種類と数を数える。 2 環境施設課への連絡内容 (1)団体名、担当者名、担当者電話番号 (2)ごみの種類と数(燃やせるごみ ○袋、燃やせないごみ ○袋 など) (3)集めている場所(※2t車が進入できる場所にしてください。) (お問合せ先:三原市環境施設課 TEL0848-63-1210)
尾 道 市	【草刈ゴミ・一般ゴミ】 ・分別して、尾道市クリーンセンター、もしくは南部清掃事務所に搬入してください(アダプト活動団体の証明で無料)。 【上記以外のゴミ】 ・市では取り扱っていませんので、各団体で処分をお願いします。 (お問合せ先:尾道市建設部用地課 TEL0848-38-9284)
福 山 市	【草刈ゴミ・一般ゴミ】 ・分別して、市の指定するゴミ処理施設等に搬入してください。 【上記以外のゴミ】 ・市では取り扱っていませんので、各団体で処分をお願いします。 (お問合せ先:福山市建設局土木管理課 TEL084-928-1079)
府 中 市	【草刈ゴミ・一般ゴミ】 ・分別して、府中市クリーンセンターへ搬入(有料)してください。 ・このほか、家庭ゴミの処理方法に従い、所定の日に出すこともできます。 【大型ゴミ、家電リサイクル法対象機器】 ・府中市クリーンセンターもしくは府中市北部クリーンステーション(大型ゴミのみ)搬入(有料)してください。 【上記以外のゴミ】 ・市では取り扱っていませんので、各団体で処分をお願いします。 (お問合せ先:府中市監理課 TEL0847-44-9177)

三次市	【草刈ゴミ・一般ゴミ、大型ゴミ】 ・分別して、環境クリーンセンターへ搬入してください。 【上記以外のゴミ】 ・事前に、市に相談ください。 (お問合せ先:三次市環境政策課 TEL0824-66-3449)
庄原市	【草刈ゴミ・一般ゴミ、大型ゴミ、家電リサイクル法対象機器、その他】 草刈ごみ・もえるごみは備北クリーンセンターに搬入してください。 ・その他のもえないごみ等はリサイクルプラザに搬入してください。(一般ごみはごみ袋に入れること) ・東城地域のごみについては東城クリーンセンターに搬入してください。 ・草刈ごみ・一般ごみについては、市の分別方法に従ってごみの種類ごとにごみ袋に入れて、地域ごとの収集日に地域のごみステーションに出すこともできます。 (お問合せ先:庄原市環境政策課 TEL0824-72-1398)
大竹市	【草刈ゴミ・一般ゴミ】 ・持ち帰り、家庭ゴミの処理方法に従い所定の日に搬出してください。 ・分別して、リサイクルセンターへ搬入することもできます。 【上記以外のゴミ】 ・市では取り扱っていませんので、各団体で処分をお願いします。 お問合せ先:大竹市建設部土木課 TEL0827-59-2163)
東広島市	【草刈ごみ・一般ごみ、大型ごみ】 ・草刈りごみ、一般ごみ、大型ごみについては、必ず分別してから、指定の袋に入れ、家庭ごみと同様の処理方法で、決められた日に出すか、直接広島中央エコパークへ搬入してください。 【側溝等清掃活動で発生した土砂】 ・土砂については、『土のう袋』に入れて、できるだけ水切りをしてください。 【作業で発生したごみ、土砂の処分】 ・草刈りごみ、土砂は、<u>それぞれ分別</u>したうえで、活動場所に集めていただければ、市で回収することも可能です。回収をご希望の場合は、事前にご相談ください。 【上記以外のごみ】 ・上記以外のものについては、市では対応できませんので、各団体で適切に処分をお願いします。 (お問合せ先:東広島市維持課 TEL082-420-0949 :黒瀬支所産業建設課 TEL0823-82-0214 :福富支所地域振興課 TEL082-435-2302 :豊栄支所地域振興課 TEL082-432-4160 :河内支所産業建設課 TEL082-437-2901 :安芸津支所産業建設課 TEL0846-45-1623)

廿 日 市 市	【草刈ごみ・燃やせるごみ・資源ごみ・小型複雑ごみ】 ・草刈りや清掃活動で出たごみは、通常の家庭ごみ収集では回収できません。分別して、自ら市の指定するごみ処理施設に搬入してください。 - ただし、取扱いが地域によって異なるため、清掃活動実施前に各地域の担当係にご相談ください。 【埋立ごみ(水路、側溝の泥に限る)】 ・水路、側溝の清掃活動で出た泥は、土嚢袋に入れてください。その後の取扱いは地域によって異なりますので、清掃活動実施前に各地域の担当係にご相談ください。 【家電リサイクル法対象機器等、市で処理ができないごみ】 ・市では取り扱っていませんので、各団体で処分をお願いします。 (お問合せ先: 廿日市市建設部維持管理課施設管理係 ☎0829-30-9173 : 佐伯支所建設管理係 ☎0829-72-1117 : 吉和支所環境産業建設係 ☎0829-77-2114 : 大野支所建設係 ☎0829-30-2015 : 宮島支所建設係 ☎0829-44-2004)
安 芸 高 田 市	【草刈ゴミ、一般ゴミ】 ・持ち帰り、家庭ゴミの回収方法にしたがい、所定の日に搬出してください。 ・このほか、分別してきれいセンターへ持ち込む(有料)こともできます。 【大型ゴミ】 ・指定されている粗大ゴミステーションに搬出または、きれいセンターへ持ち込んで(有料)ください。 【家電リサイクル法対象機器】 ・基本的には、販売店で引き取ってもらってください。このほか、きれいセンターに持ち込む(有料)こともできます。 【上記以外のゴミ】 ・市では取り扱っていませんので、各団体で処分をお願いします。 (お問合せ先: 安芸高田市社会環境課 ☎0826-42-1126)
江 田 島 市	【草刈ゴミ・一般ゴミ、大型ゴミ】 ・分別して、ゴミステーションへ搬入してください。なお、持ち帰り、家庭ゴミの処理方法にしたがい、所定の日に搬出することもできます。 ・このほか、分別し活動場所に集めておけば、市が回収しますので、事前に市までご相談ください。 【上記以外のゴミ】 ・分別して活動場所に集めておけば、市が回収しますので、事前に市までご相談ください。 (お問合せ先: 江田島市土木建築部建設課 ☎0823-43-1646)

府 中 町	【草刈ゴミ・一般ゴミ、大型ゴミ】 ・家庭ごみに関する町の分別やごみ出しルールに従って、環境センターへ搬入してください。 ・なお、環境センターでは保管や処理量に制限があるため、量が多い場合は、安芸クリーンセンターへ搬入するか、事前に環境センターまでご相談ください。 【上記以外のゴミ】 ・町では取り扱っていませんので、各団体で処分をお願いします。 (お問合せ先:府中町維持管理課 TEL082-286-3173)
海 田 町	【草刈ゴミ・一般ゴミ、大型ゴミ、家電リサイクル法対象機器、その他】 ・分別して、環境センター又は安芸クリーンセンターへ搬入してください。なお、草刈ゴミ・一般ゴミについて、大量でない場合は、持ち帰り分別して、家庭ゴミの処理方法にしたがい、所定の日に搬出することもできます。 ・このほか、分別し活動場所に集めておけば、町が回収しますので、事前に環境センターまでご相談ください。 (お問合せ先:海田町環境センター: TEL082-823-4601)
熊 野 町	【一般ゴミ、大型ゴミ】 ・分別して、熊野町環境事務所へ搬入してください。なお、一般ゴミについて、大量でない場合は、持ち帰り分別して、家庭ゴミの処理方法にしたがい、所定の日に搬出することもできます。 ・このほか、分別して活動場所に集めておけば、町が回収しますので、事前に町までご相談ください。 【草刈ゴミ】 ・10 袋以内なら熊野町環境事務所へ、それ以上なら安芸クリーンセンターへ搬入してください。なお、2 袋以内なら持ち帰り、家庭ゴミの処理方法にしたがい、所定の日に搬出することもできます。 ・このほか、分別して活動場所に集めておけば、町が回収しますので、事前に町までご相談ください。 【上記以外のゴミ】 ・分別して活動場所に集めておけば、町が回収しますので、事前に町までご相談ください。 (お問合せ先:熊野町生活環境課 082-820-5606)
坂 町	【草刈ゴミ・一般ゴミ、大型ゴミ,その他】 ・分別して活動場所に集めておけば、町が回収しますので、事前に町までご相談ください。 (お問合せ先:坂町環境防災課 TEL082-820-1506)

安芸太田町	【草刈ごみ(大量のものは除く)・一般ごみ】 ・ごみは持ち帰り、家庭ごみの処理の方法にしたがい所定の日に出してください。 【上記以外のごみ】 ・分別して町に連絡してください。 (お問合せ先:安芸太田町建設課 ☎0826-28-1962)
北広島町	【草刈ゴミ・一般ゴミ、大型ゴミ、家電リサイクルゴミ、その他】 ・分別して、芸北広域きれいセンターに搬入してください。事前に相談していただければ無料になる場合があります。 ・草刈ゴミ・一般ゴミについては、持ち帰り、家庭ゴミの処理方法にしたがい、所定の日に出することもできます。 (お問合せ先:北広島町建設課 ☎0826-72-7364)
大崎上島町	【草刈ゴミ・一般ゴミ】 ・持ち帰り、家庭ゴミの処理方法にしたがい、所定の日に出してください。 【上記以外のごみ】 ・町の指定する場所に分別して集めておけば、町が回収しますので、事前に町までご相談ください。 (お問合せ先:大崎上島町建設課 ☎0846-65-3124)
世羅町	【草刈ゴミ・一般ゴミ】 ・分別して、家庭ゴミの処理方法にしたがい、所定の日に出してください。 【上記以外のごみ】 ・町では取り扱っていませんので、各団体で処分をお願いします。 (お問合せ先:世羅町建設課 ☎0847-22-5309)
神石高原町	【草刈ゴミ・一般ゴミ】 ・持ち帰り、家庭ゴミの処理方法にしたがい、所定の日に出できます。この場合、集積庫の管理者の許可を得ていただくことになります。 ・このほか、一般ゴミについては、分別して、クリーンセンターじんせきに搬入(有料)することができます。なお、事前に減免許可を受けると無料になりますので、町までご相談ください。 【大型ゴミ、家電リサイクル法対象機器】 ・クリーンセンターじんせきに搬入してください。 【上記以外のごみ】 ・町では取り扱っていませんので、各団体で処分をお願いします。 (お問合せ先:神石高原町健康衛生課 ☎0847-89-3336)